

(趣旨)

第1条 この規程は、日本文理大学医療専門学校（以下「本校」という。）における履修科目の成績評価の指標となるファンクショナル・グレードポイント・アベレージ（以下 f-GPA という。）に関して、その取扱いについて必要な事項を定める。

(評価および GP)

第2条 本校が使用する f-GPA とは、各授業科目の 100 点満点から 60 点までの成績評価に対応して 4.5 から 0.5 のグレードポイント（各評価に与えられる数値。以下 GP という。）を付与して算出する 1 単位当たりの評定平均値をいう。

- 2 各科目の GP は成績点から 55 を減じ、10 で除して算出する。ただし、59 点以下の不合格科目の GP は 0 とする。

(f-GPA の計算方法および種類)

第3条 学生の f-GPA は次に定める方法により計算する。計算値は、小数点以下第 2 位を四捨五入して第 1 位までを表記する。

(1) 学期 f-GPA

一学期の、一授業科目の成績評価で得た GP に、当該一授業科目の単位数を乗じる計算を、当該一学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を、当該一学期に成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

$$\text{学期 f-GPA} = \frac{(\text{当該学期に評価を受けた科目の GP} \times \text{単位数}) \text{の合計 (総和)}}{\text{当該学期に評価を受けた科目の単位数の合計 (総和)}}$$

(2) 学年 f-GPA

当該年度の授業科目の成績評価で得た GP の合計を対象とする。同一年度に不合格科目を再履修した場合は、成績評価で合格を得た成績のみを対象として算出する。

$$\text{学年 f-GPA} = \frac{(\text{当該年度に評価を受けた科目の GP} \times \text{単位数}) \text{の合計 (総和)}}{\text{当該年度に評価を受けた科目の単位数の合計 (総和)}}$$

(3) 累積 f-GPA

入学時からの現在の学期までの、一授業科目の成績評価で得た GP に、当該一授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時から当該学期までに成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を、入学時から当該学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

(f-GPA 対象授業科目)

第4条 f-GPA 算出の対象授業科目は、成績評価を受けた授業科目とする。

(f-GPA から除く授業科目)

第5条 次の授業科目等については、学期 f-GPA および累積 f-GPA 算出の対象科目から除く

ものとする。

- (1) 本校で履修し成績評価を受けた科目であるが、卒業必要単位に計上しない授業科目（資格試験科目等）
- (2) 本校以外で修得した授業科目または入学前に他の教育施設等において修得した授業科目
- (3) 本校以外の教育施設等における学修で本校が卒業要件に算入できる科目として認定したもの

（不正行為により無効とされた成績の取扱い等）

第6条 不正行為により無効とされた成績は、不合格として扱う。

（再履修等における f-GPA の取扱い）

第7条 履修した授業科目について不合格と評価され（前条により不合格として扱われた場合を含む。）、後に再履修等によって合格となった場合には、合格の評価が与えられた学期において学期 f-GPA を計算し、過去において不合格と評価された当該授業科目に係る数値は、累積 f-GPA の計算式から除外する。

（f-GPA の通知）

第8条 f-GPA の学生への通知は、学生から開示を求められた場合のみ行う。

（成績証明書への記載）

第9条 成績証明書には、累積 f-GPA を記載しないものとする。

（学修指導）

第10条 学科および分掌は、f-GPA を含む学業成績に基づく学修指導の計画を策定し、学生への学修指導を行うものとする。

- 2 クラス担任は、学生の f-GPA を通じて次学期の勉学に対する適切な助言を行うものとする。
- 3 2 学期にわたり f-GPA1.0 以下の成績不振となった学生に対しては、各学科は就学状況について調査をした上で、保証人を交えた指導を行い、以後適宜指導を継続するものとする。
- 4 前 3 項による指導にも係わらず成績改善、修学状況の改善が見られない場合には、各学科は退学勧告を含めた進路指導を行うものとする。

（f-GPA データの活用）

第11条 学科および分掌は、f-GPA を次の事項の基準として利用することができる。

- (1) 成績優秀者に対する奨学金や授業料減免
- (2) 修学支援制度の成績評価
- (3) 学生表彰
- (4) その他

（規程の改廃）

第 12 条 この規程の改廃は、教職員会議で審議し理事会で承認する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。